

平成 31 年第 2 回辰野町議会定例会会議録 (1 日目)

1. 招集告示年月日 平成 31 年 2 月 21 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成 31 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 14 名
  - 1 番 小 澤 睦 美
  - 2 番 向 山 光
  - 3 番 熊 谷 久 司
  - 4 番 山 寺 はる美
  - 5 番 篠 平 良 平
  - 6 番 中 谷 道 文
  - 7 番 宇 治 徳 庚
  - 8 番 成 瀬 恵津子
  - 9 番 瀬 戸 純
  - 10 番 宮 下 敏 夫
  - 11 番 根 橋 俊 夫
  - 12 番 垣 内 彰
  - 13 番 堀 内 武 男
  - 14 番 岩 田 清

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 31 年度辰野町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 2 号 平成 31 年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 31 年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 31 年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 31 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 31 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 31 年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 10 議案第 8 号 平成 31 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 11 議案第 9 号 平成 31 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 10 号 平成 31 年度町立辰野病院事業会計予算
- 日程第 13 議案第 11 号 平成 31 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第 14 議案第 12 号 平成 31 年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

- 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 21 号 辰野町個人番号の利用に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 22 号 辰野町福祉年金条例の全部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 30 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 33 議案第 31 号 平成 29 年度（繰越）社会資本整備総合交付金事業町道 61 号線工事請負契約の変更について
- 日程第 34 議案第 32 号 辰野町公の施設の指定管理者の変更の承認について

- 日程第 35 議案第 33 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
 日程第 36 議案第 34 号 辰野町農業委員会委員の任命について  
 日程第 37 報告第 1 号 専決処分の報告について  
 日程第 38 請願・陳情について

#### 7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
代表監査委員	三 澤 基 孝	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治	住民税務課長	伊 藤 公 一
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
建設水道課長	西 原 功	会計管理者	武 井 庄 治
こども課長	加 藤 恒 男	生涯学習課長	原 照 代
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

#### 8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

#### 9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 7 番	宇 治 徳 庚
議席 第 8 番	成 瀬 恵津子

#### 10. 会議の顛末

##### ○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

##### ○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成 31 年第 2 回(3 月)辰野町議会定例会を開会いたします。欠席届について報告します。宮澤教育長より、公務のため欠席届が提出されています。ご報告申し上げます。それでは、直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手

元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第2回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

#### ○町 長

本日ここに、平成31年第2回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変ご多用のところご出席を賜り、感謝申し上げます。早いもので、平成31年も2箇月が過ぎました。陽射しも少しずつ強さを増し、季節が一步一步春に向かっていくように感じられる今日この頃でございます。町の花、福寿草も町内各地で咲き誇り、先月24日には17回目となる沢底福寿草まつりが盛大に開幕し、遠方からも大勢の皆さんに訪れていただいております。さて、内閣府がまとめました2月の月例経済白書によりますと、国内景気の基調判断を緩やかに回復しているとの見解を保ちましたが、事実上は足踏み状態だったとの評価も多く、戦後最長になったと見られる景気拡大が勢いを欠き、海外経済の失速リスクへの耐久力に不安を抱える現実を打ち出しております。実質GDPは、2018年の1年間でみると、7年連続のプラス成長となったものの、成長率は僅かでした。先行きについては、内需の柱である個人消費が依然として不安定なこと、中国経済の停滞が目立っており、輸出が減速し逆風が強まった状況で海外の偏重が鮮明になれば、日本経済の歯車も逆回転し始める恐れが強まっているとされております。さて、平成30年度も締めくくりの時期となりました。たつの未来館アラパも開業し、計画した事業は関係者の皆様のご協力により概ね達成する見込みであります。平成31年度予算は、相変わらず厳しい財政状況ではありますが、第五次総合計画後期基本計画の4つの重点プロジェクトに、「産業振興対策」「地方創生事業の推進」「事前防災対策」「ど真ん中プロジェクト」を加えた8つの重点施策の推進により地域計画に掲げられた各区の目標とまちづくりの合言葉、「住み続けたい、帰りたい、住んでみたいまち、たつの」の実現に向け、将来人口規模を見据え、町民に寄り添った「辰野の未来を創る」将来への投資に繋がる予算としました。その主な予算内容を申し上げますと、人口減少対策では、子育て・教育環境の充実として、保育園・小学校のトイレ洋式化、また保育園の空調設備設置、辰野西学童クラブ新築を行います。地域医療・福祉・介護対策では、改訂した地域福祉計画を柱に、第4次健康づくり計画、第7期介護保険事業計画に基づき、それぞれの事業を進めてまいります。道路対策では、交付金事業を活用して幹線道路5路線の

改良工事等を施工し、これからの道路行政の指針となる道路網計画を作成してまいります。協働住民力・地域力活用対策としては、支援金、補助金を活用し、併せて地域おこし協力隊集落支援員と一緒に17区の地域計画の推進を支援してまいります。産業振興対策では、企業誘致推進のために北澤工業団地の埋蔵文化財発掘調査を実施し、また6次産業化事業も推進します。地方創生事業の推進では、交付金の補助により辰野創生やど真ん中プロジェクト事業を実施します。事前防災対策では、昨年度好評だった家庭用災害時持ち出し品セットの斡旋を継続して行い、ブロック塀撤去等補助金を新設し、住民の安心・安全につなげてまいります。ど真ん中プロジェクトでは、日本の中心の中心ど真ん中作戦会議において出されたアイデアを形にする活動が始まり、チョコちゃんにお願いしたNHKののど自慢の開催も、最初の天皇誕生日に当たる来年2月23日に決定しました。重点プロジェクト以外では、公園、学校、町民ホール改修を行い、特別会計は、11会計で86億4,999万5,000円となり、それぞれの事業推進に力を注いでまいります。以上、新年度の一般会計予算は、前年比4.9%増の87億2,000万円、また、特別会計、企業会計11会計を加えた予算総額は、2.4%増の約173億7,000万円の予算となりました。今後も気を緩めることなく、選択と集中により最小の経費で最大の効果を生む持続可能な財政運営に取り組んでまいり所存であります。チームワーク、フットワーク、ネットワークを、行動基準に捉え、大きな課題には職員総力戦で取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、予算関係では平成31年度一般会計予算、特別会計予算12議案、専決処分1件、条例の一部改正、全部改正9議案、平成30年度一般会計補正予算など補正予算8議案、工事請負契約1件、その他3議案の合計34議案と報告1件であります。また、追加議案として、小中学校空調設置の工事設計の結果を受け、一般会計補正予算(第13号)を提案いたします。提案時、それぞれ説明申し上げますので、原案可決、承認同意くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席7番、宇治徳庚議員、議席8番、成瀬恵津子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題とい

たします。議会運営委員長より委員会における協議の結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。3月に入り、めっきり暖かな陽気となりました。このまま順調にいけば、桜の開花も早くなるかなあと考えております。いよいよ今期最後の定例議会となりました。さて、去る2月21日議会運営委員会を開催し、平成31年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月21日、辰野町告示第4号によって、辰野町長より3月定例会を3月4日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定をいたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○事務局長

（会期日程（案） 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月19日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成31年度辰野町一般会計予算から日程第14、議案第12号、平成31年度辰野町介護保険特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町長

それでは、平成31年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたりまして、予算編成の概要を申し上げます。平成31年度一般会計予算の総額は、87億2,000万円で前年度当初予算と比較して4億1,000万円、4.9%の増となりました。歳入について、町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税の増

収を見込みました。地方交付税は、国の地方財政計画と交付実績、町税などの増収の影響から減額を見込みました。その他交付金は、平成 29 年度実績と 30 年度の収入見込み額を元に算定しております。寄付金は、ふるさとたつの寄付金の平成 30 年度の実績を元に、同額を見込みました。一般財源の不足分は、財政調整基金等の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により対応します。歳出は、辰野町第五次総合計画後期基本計画 4 つの重点プロジェクトに加えて、産業振興対策、地方創生事業の推進、事前防災対策、ど真ん中プロジェクトを重点施策として推進を目指すほか、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1. 人口減少対策としては、子育て世代の住宅取得費の費用の一部を補助するほか、子育て・教育環境の充実を目指して、保育園・小学校のトイレの洋式化を進め、町内 6 つの保育園には空調設備を設置し、また新たに西小学校敷地内に辰野西学童クラブを新築します。また、住宅リフォーム補助金は継続し、空き家改修費の補助などの移住・定住促進の取り組みも行います。2. 地域医療、福祉・介護対策としては、障がい者自立支援事業、心の健康づくり相談また啓発事業、緊急風しん抗体検査事業、第 7 期介護保険事業計画に基づく地域支援事業等を実施します。また、医療と介護の切れ目のない体制作り、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。3. 道路対策としては、社会資本整備総合交付金事業等による町道 1 路線の道路新設改良のための用地測量と、補償物件調査のための委託費、町道 2 路線の舗装・補修のための工事、町道 1 路線の歩道改良工事、町道 1 路線の法面補修工事、橋梁定期点検及び橋梁の補修・設計を行います。次に、防衛施設周辺道路改修等事業費において、自衛隊車両が通過する町道 1 路線の舗装・補修のための工事も行います。これらに加え、道路網計画を策定していきます。その他、区から要望のあった生活道路等の維持・補修工事を実施します。4. 協働住民力・地域力活用としては、協働のまちづくり支援金、よりあい事業補助金、若者応援チャレンジ補助金の交付と、地域おこし協力隊、集落支援員の活動などで、17 区の地域計画の推進を支援します。第 71 回辰野ほたる祭りについては、実行委員会主催によりイベント等を企画して開催する予定であります。5. 産業振興対策としては、企業誘致推進のために、工場の進出等に適した北澤工業団地の埋蔵文化財発掘調査を実施するほか、地域食材加工設備等補助金や、地域おこし協力隊の活動などで 6 次産業化推進のための事業や、農家民泊の取り組みを支援します。また、地元企業の支援を目的に、企業相談員を配置し、企業訪問や企業からの相談に対応し、商工業誘

致振興補助金等で支援を継続いたします。6. の地方創生事業の推進としては、地方創生推進交付金の補助を受けて、たつの創生プロジェクトと真ん中プロジェクトを実施します。7. 事前防災対策としては、災害への備えとして、つい先日申し込みをいただいた家庭を対象に購入していただきました家庭用災害備蓄品セットのあっせんを来年度も引き続いて行います。このほか、住民参加型防災マップの作成、空き家等解体事業補助金、避難所防災倉庫の設置、ブロック塀撤去等事業補助金の新設、老朽化した消防団ポンプ車の更新を行います。8. ど真ん中プロジェクトとしては、日本の中心の中心ど真ん中作戦会議において出されたアイデアを元に活動が始まりましたど真ん中プロジェクトを、地方創生事業に組み込み、実行と応援をしていきます。このほか、たつの未来館アラパの運営、また前年度に引き続いて荒神山スポーツ公園野球場の改修、学校施設や町民会館ホール等の公共施設の改修などを行います。次に、特別会計は、11 会計で、86 億 4,999 万 5,000 円、前年度当初予算と比較して、0.1%の減となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計及び簡易水道特別会計は、配水管布設工事、各施設の更新改良を計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心・安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。また、簡易水道の上水道統合に向けた整備を進めてまいります。公共下水道特別会計をはじめとした下水道事業全般は、供用開始以来 20 年以上が経過して、水洗化も順調に推移してきましたが、近年は伸び悩み傾向です。引き続き、宅内接続の普及及び処理施設の適正な維持管理を行い、良好な水循環に努めてまいります。また、安定した下水処理推進のための施設の長寿命化事業を、計画的に進めるとともに、平成 32 年 4 月からの地方公営企業法適用に向けて、システム構築、条例・例規の制定を進めてまいります。また、辰野北部と沢底の 2 処理区の公共下水道への統合に伴い、下水道事業計画の見直しを行います。農業集落排水事業は、辰野北部と沢底の 2 処理区を公共下水道に接続するための準備を進めます。国民健康保険特別会計は、保険財政運営の健全性を確保するため、保険税の適正な賦課徴収とともに、県との連携による健康寿命延伸の施策の推進に努め、医療費の適正化を図ります。健康推進事業として健康ポイント制度を導入し、健康づくりへの意識を高め、健康保持・増進及び特定検診受診率の向上を目指します。町立辰野病院事業会計は、新公立病院改革プランに基づき経営の安定を図るため、患者数の確保や病床利用率の向上、経費節減に努めてまいります。引き続き、医師確保に努め、信頼される病院となるよう努力してまいります。



また、医療と介護の切れ目のない体制作り、地域包括ケアシステムの構築に向けて、訪問診療体制の確立を目指してまいります。地域情報告知システム事業会計は、安心・安全な町民生活に寄与するため、必要な生活情報、緊急情報の確実かつ迅速な伝達に努めてまいります。介護保険特別会計は、第7期介護保険事業計画の推進を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。以上、平成31年度、辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。後期基本計画4年目となる平成31年度予算は、ど真ん中プロジェクト未来投資型予算としてこれまで実施してきた事業効果を検証し、将来人口規模を見据えたまちづくりと厳しい財政の中でも、町民に寄り添った辰野の未来を創る将来への投資となる予算としました。地域計画に掲げられた各区の目標と町づくりの合言葉、「住み続けたい、帰りたい、住んでみたいまち、たつの」の実現に向けて、前進していきます。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成及び提案にあたっての対応とします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは、予算説明書、予算参考資料をご覧くださいまして、ご審議の参考にしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第371条の規定により、各常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第1号から議案第12号までの12議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員

会に付託することに決しました。日程第 15、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度、辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町内保育園空調設備設置にかかる費用の一部が、追加となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては、自動車取得税交付金と地方特例交付金の増額補正であります。歳出につきましては、民生費で、中央・羽北・新町・東部の 4 保育園の空調設備設置工事にかかる、設計、委託料の追加であります。以上のとおり、補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて、関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。本年 1 月 23 日に辰野町特別職報酬審議会から特別職で常勤の町長、副町長及び教育長の給与については、現行の額を据え置き、教育長を除く町長、副町長の抑制措置については、減額率を、7%から 3%に縮

小し、引き続き講ずることとの答申を受けました。町ではこの答申を尊重し、町長、副町長は、引き続き1年間給与を抑制するための条例の一部を改正したいとするものであります。改正は、別表2のとおり、町長、副町長は本則の額から100分の3を乗じ出た額とするものです。期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする附則の改正であります。施行は、平成31年4月1日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第14号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第15号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。議会において、特別委員会を設置した場合に、委員長報酬を支給し、また議員が一定の間議員活動を休止している事由により日数に応じて減額の割合を定め議員報酬を減額するものです。施行は平成31年4月1日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより、議案第15号、辰野町議会議員の議員報酬

及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第16号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町第六次行財政改革の取り組みとしまして、受益と負担の明確化を位置づけ、行政サービスに対する公平性を確保するとともに、施設の老朽化に伴い、管理運営コストが増加していることや本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、施設使用料を改定するため条例の一部の改正をお願いするものであります。内容の説明を申し上げます。第4条第2項の改正につきましては、指定管理者により管理されている施設としてテニスコートを追記いたしました。別表中でございますが、また、今回改定対象とする施設につきましては、条例中の別表に定められておりますけれども、改定箇所につきましては、1ページ、荒神山スポーツ公園、4ページ、体育施設照明、6ページ、小野農民研修センター、辰野町民会館、8ページ、辰野町食の健康拠点施設、9ページ、辰野生活支援センター、10ページ、町営駐車場、辰野町ほたるの里世代間交流センター、11ページ、辰野町上島いきいき交流センターであります。以上の使用料の改定と併せまして条項にあります使用時間の表記の方法を統一するため、区分内の字句の変更を行っております。そこにつきましては、本年10月1日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第16号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。

○根橋(11番)

ただ今の説明で、理由が公平性の確保、老朽化対策、消費税対策ということでありましたけれども、内容よく見ますと、各施設とも色々、実際の対応というのはバラバ

ラというか様々でありまして、そういう意味で今回まず基本的に考え方はわかったんですけれども、積算根拠はどうなってるのかと。特に、荒神山スポーツ公園は、野球場は1.5倍、テニスコートは2割増しのような金額になっておりますし、それから体育施設照明については約1割からそこら辺の値上げなんですけど、町民会館に至っては、やっぱり会議室等1.5倍と。これ今の理由だけでは、ちょっと私理解ができないので、そういう積算根拠とそれからこれによる増収ですね、見込み、どのくらいになるのか明らかにしてください。

○まちづくり政策課長

はい、積算根拠ということでございます。積算根拠につきましては、それぞれの施設につきまして、維持管理費等またその維持管理費によります料金の割り出しといたしましては、それぞれの使用施設の面積等で割り出す中で計算をしたところでございますけれども、こちらの使用料につきましては、当初、条例が設置された当初より変更がないものが殆どでございました。前回の消費税増税の際にも据え置いてきてるという状況でございます。その中で、各使用料の維持管理上ですね数値等を先ほどのような方針でいきますと、かなり高額になってしまいますので、近隣市町村等の状況等を絡めた中で、勘案しまして、こちらの方の条例改正とさせていただいているところでございます。以上です。

○根橋（11番）

言葉としては分かったんですが、数値的にですね、特にその大幅な値上げのある分について、今申し上げました体育施設それから、照明、それから町民会館の部分については、積算根拠を総務の委員会の方にね出していただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい、数字等は、担当課の方でも把握しておりますのでありますけれども、先ほど出ました歳入につきましては、当初部分については、前年並みになっておりますので改正については10月1日以降ですので、そちらの方の収入等をあがりましてところで、再度、補正等をさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

よろしいですか。そのほか異議ございませんか。

（議場 なし）

○議 長

よって、議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 17 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町地域交通ビジョンに従い、住民が安心して暮らしていける地域の社会基盤としての公共交通を将来にわたって、継続的に維持していくために社会環境に合わせた定期的な見直しが不可欠なことから、町営バス飯沼線及び川島線の停留所及び路線等を改定するための条例の一部を改正をお願いするものでございます。内容の説明を申し上げます。1 ページ、第 3 条中ですが、飯沼線におきましては、現在、小野駅を始発で、飯沼の山口、上島の中の橋、JA 支所前を經由しての運行となっておりますけれども、路線を新たに火曜日・木曜日のみでございますけれども、辰野駅の方まで運行をするというものでございます。川島線につきましては、一部、上辰野方面経由だったものを廃止いたしまして、すべて統一のルートとしているものでございます。2 ページ、別表につきましては、飯沼線の辰野駅までの延長につきまして、料金表を改定いたしました。3 ページの下段、記載事項でございますけれども、ルート変更によりまして上辰野方面ありました 2 停留所を削除し、ルートを複雑だったものを統一化したものでございます。また、こちらの条例には載っておりませんが、時刻表につきましても、鉄道との乗り継ぎの改善等、また一部路線については、一定区間においてフリー降車を実施できるようにしております。以上、本則につきまして、本年 4 月から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 17 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 18 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。介護保険法施行例の一部を改正する政令が、公布されることにともない、条例の一部を改正したいものでございます。介護保険第 1 号被保険者のうち、低所得者の保険料については、平成 26 年の介護保険法の改正により消費税による公費を投入して軽減割合が拡大され、平成 27 年 4 月からその一部が実施されているところですが、今回の改正は、今年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料の軽減を更に強化するものでございます。該当するのは、所得段階の第一段階から第三段階までの世帯全員が、住民税非課税の人であります。具体的には、平成 31 年度の年間保険料を第一段階は、2 万 7,000 円を 2 万 2,500 円に、第二段階は、4 万 5,000 円を 3 万 7,500 円に、第三段階は、4 万 5,000 円を 4 万 3,500 円にそれぞれ軽減するものでございます。この条例の施行日は、規則に委任し、規則は低所得者の保険料の軽減を規定した介護保険法施行例を改正するための政令の公布を待って、年度明けに制定する予定でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 18 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただ今議題となっております議案第 18 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 21、議案第 19 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 19 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律施行例の一部を改正する政令が公布されたことにもない、条例の一部を改正したいものでございます。現行法では、災害援護資金の貸付利率は、3%に固定され、資金の貸付については保証人を立てることが義務付けられていますが、今回の改正では、貸付利率を市町村が条例で設定できるようになり、また、保証人の必置義務の規定が削除され、保証人を立てるかどうかは、市町村の判断によることとされました。そこで、低い利率での貸付を可能とし、被災者の返済負担を軽減し、被災者ニーズに応じた貸し付けができるよう条例を改正したいものでございます。第 14 条の改正は、第一項で保証人を立てることができることと規定し、第二項では、貸付利率について保証人を立てる場合は、無利子、保証人を立てない場合は、改正前の年 3%から年 1.5%にするものです。また、第三項は、法律の改正で削除される保証人について条例で規定するものであります。次に、第 15 条の改正は、償還方法について、これまでの年賦償還または半年賦償還に月賦償還の方法を加えて借受人の円滑な償還と、町の確実な債権回収を図るものでございます。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 19 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。日程



第 22、議案第 20 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 20 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。学校教育法の一部を改正する法律等及び技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。当該条例は、水道法の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに、水道技術管理者に必要な資格基準を定めているものでございます。今般の学校教育法の改正については、大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けることとされました。専門職大学は、四年制での課程では、前期課程 2 年または 3 年でございますが、及び後期課程 2 年または 1 年に区分され、前期課程を修了したものについては短期大学の卒業と同様の教育水準を達したものとみなされ、短期大学相当の学位が授与されます。布設工事監督者及び水道技術者については、その要件として大学等卒業者の規定があり、大学等卒業者には短期大学卒業したものも含まれるとされております。したがって、学校教育法の改正において制度化される専門職大学の前期課程を修了としたものは、短期大学を卒業したものに相当することとなるため、大学等卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を明記するものでございます。技術士法施行規則の改正については、現在の第二次試験科目の改正等所要の改正を行うものでございます。第二次試験にあたっては、現在、20 部門 96 科目のところを、20 部門 69 科目に選択科目を見直すとされ、上下水道部門についても、選択科目の水道環境が、上水道及び工業用水に統合され、削除されることになっております。したがって、条例で定める布設工事監督者の資格については、第二次試験のうち、上下水道部門に合格したものを掲げていることから、選択科目の水道環境が削除されることを踏まえ、資格の見直しを行うものでございます。また、当該条例の施行前に行われた第二次試験のうち、上下水道部門に関わるものに合格したものがあって、選択科目として水道環境を選択したものは、上水道及び工業用水道を選択し

たものとみなすことを経過措置として明記するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結します。これより議案第 20 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、辰野町個人番号の利用に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 21 号、辰野町個人番号の利用に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成 28 年度に施行した本条例を、より明確化し、町長、教育委員会の執行機関が、その事務処理をする場合において個人番号の利用に関し、1 として独自利用、2 として町内連携、3 として機関別連携について明記するため、条例を全部改正するものでございます。本条例は、公布の日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 21 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただ今議題となっています議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 24、議案第 22 号、辰野町福祉年金条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 22 号、辰野町福祉年金条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。辰野町福祉年金条例に準じて、毎年 9 月に行っている町長の高齢者訪問事業について近年では敬老や健康長寿のお祝いといった趣旨内容に変わってきた現状に鑑み、条例の全部を改正して辰野町敬老祝い金等給付条例としたいものでございます。第一条は、目的を高齢者に祝い金等を送ることにより、長寿のお祝いと健康寿命延伸の高揚を図り、福祉の増進に資することといたします。第二条及び第三条は、祝い金等の対象者、及び対象者の年齢に応じた祝い金等を規定します。第四条では、祝い金等の支給時期等を、第五条では受給権の消滅事項を規定します。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 22 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただ今議題となっています議案第 22 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は 11 時 10 分、11 時 10 分といたしますので、時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始	11時 00分
再開時間	11時 10分

○議長

日程第25、議案第23号、平成30年度辰野町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成30年度辰野町一般会計補正予算（第12号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え、事業費確定などに伴う分担金、負担金、国・県支出金などの変更、及び不用額の調整や介護保険特別会計への繰出金の増額等の補正予算であります。この補正総額は、5,355万円の減額であり、予算総額は、89億7,686万2,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入の増額、分担金及び負担金、県支出金、財産収入、繰入金の減額であります。歳入の増額分、歳出の減額分につきましては、財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。歳出につきましては、総務費では協働のまちづくり支援金事業補助金の増額、課税基礎資料整備と家屋評価計算システム保守のための委託料の減額などが主なものであります。民生費では、介護保険の介護サービス給付費等の増額に伴う介護保険特別会計への繰出金などの増額、保育園一般非常勤職員報酬の減額などが主なものであります。衛生費では、上伊那広域連合負担金の減額が主なものです。農林水産業費では、土作りセンターの管理のために使用しているホイールローダー賃借料の追加、町有林整備委託料の減額などが主なものであります。商工費では、ホテル保護育成基金積立金の増額が主なものです。土木費では、辰野駅前地区街なみ環境整備事業推進業務委託料などの減額が主なものであります。消防費では、消防団員報酬、消火栓新設、改良工事にかかる工事請負費の減額などが主なものであります。教育費では、辰野中学校の一般非常勤職員報酬の増額、辰野美術館の臨時職員賃金などの減額が主なものであります。また、繰越明許費ですが、社会資本整備総合交付金事業により実施の町道61号線工事について、年度内に完了困難のため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は、2,800万円です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げますが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため、自宅審査に付し、最終日採決として、議事を進行いたします。日程第 26、議案第 24 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 24 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予定額については、総額で歳入、歳出それぞれ、4 億 1,714 万 2,000 円に変更ありません。4 ページをご覧ください。明細書のとおり、収益的支出の増減でございます。配水及び給水費は、配給水管修繕工事や路面復旧費の減額でございます。減価償却費は、資産増による償却費用の増額でございます。5 ページをご覧ください。資本的支出は、中の橋簡易水道整備や県道与地辰野線工事との調整により、追加工事が必要であることから、建設改良費 300 万円を組み替えるものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 24 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。日程第 27、議案第 25 号、平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 25 号、平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,089 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2,235 万円とするものでございます。7 ページをご覧ください。歳入については、交

付金の決定に伴い、国庫補助金を 341 万円減額し 969 万円に、8 ページをご覧ください。基金繰入金を、3,330 万 7,000 円減額し 0 円に、9 ページをご覧ください。繰越金を 2,632 万 7,000 円増額し 6,659 万 2,000 円に。10 ページをご覧ください。公共下水道債を、1,050 万円減額し 1 億 750 万円とするものでございます。11 ページをご覧ください。歳出については、公共下水道総務事務の委託料の不用減額 100 万円、水処理センター管理費の電気料及び、医薬材料費の不用減額、530 万円と、脱水ケーキ処分委託料等の不用減額、300 万円、公共下水道事業の支線管渠工事の実施設計委託料不用減額が 660 万円と工事請負費不用減額が 499 万円が主なものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○堀内（13 番）

12 ページのところの、公共事業の公債費の関係ですが、これは地方債をやめて一般財源から投入するという形の状況になってますが、その根拠となるものはなんでしょう。お答え願いたいと思います。

○建設水道課長

当初ですね、起債を借りてということだったんですが、借りずに事業が推進できるということになっておりまして、ここで組み替えたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○堀内（13 番）

ということは、先ほどの繰越金が非常に多く上がったという形の状況で財源的に確保ができたということよろしいですね。

○建設水道課長

はい、そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長

そのほか、質疑討論ございませんか。

（議場 なし）

質疑討論を終結いたします。これより議案第 25 号、平成 30 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり

り決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。日程第 28、議案第 26 号、平成 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 26 号、平成 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,097 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,614 万 3,000 円とするものです。7 ページをご覧ください。歳入については、塩尻市よりいただく負担金を 504 万円減額し、3,443 万 9,000 円に、8 ページをご覧ください。国庫補助金を、1,190 万円減額し 2,851 万円に、9 ページをご覧ください。基金繰入金を 480 万 1,000 円減額し 155 万円に、10 ページをご覧ください。繰越金を 446 万 7,000 円増額し、876 万 7,000 円に。11 ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道債を、370 万円減額し、2,350 万円にするものでございます。12 ページをご覧ください。歳出については、特定環境保全公共下水道事業のストックマネジメント計画調査委託料の不用減額 570 万円と、耐震化工事請負費の不用減額 1,300 万円でございます。また、水処理センター管理費の電気料及び医薬材料費の不用減額、127 万 4,000 円と脱水ケーキ処分委託料の不用減額 100 万円でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 26 号、平成 30 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第27号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,425万2,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入は、北部地区の工事分担金として91万円追加し、310万3,000円にするものでございます。歳出につきましては、7ページをご覧ください。水処理施設管理費で北部地区の工事請負費これは新規公共マスの設置工事として91万円を追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○向山(2番)

歳入歳出とも91万円の増額ということで、北部地区の処理施設管理費であります。これは北部地区の農業集落排水の負担金と同額ですので、おそらく1軒の新規加入だということだと思います。私は、昨年6月の議会です。一般質問の中で受益者負担金の格差是正について質問をし、これに対して、課長からは下水道計画の認可変更負担区のエリアが決定していくので、それによってまた町の農業集落排水事業連絡会あるいは下水道運営審議会に諮りながら決めていきますという答弁があったところでありますが、この半年間同額の形での加入負担金の計上になってますが、この間の審議あるいは今言われた連絡会等での審議、協議の状況についてお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

はい、今議員ご指摘のとおりですね、農集が公共下水に接続する際にですね、エリアの拡大これについては、平成31年度中に行うものでございます。それで、現在はですね、それに向けての資産の洗い出しですとかいろいろなことをしてございまして、まだ料金については、検討は行ってないわけですがけれども、実際にこのエリアが拡大



した時点でですね、検討していきたいなあと考えておりますが、今現在こちらの方で考えているのは、公共下水道の中で第二辰野負担区という区分がございますが、こちらについては平米950円となっております。それが元になって検討していかなくやいけないかなと思っておりますので、今後また審議会等ですね連絡協議会等かけながら、検討していきたいと思っております。以上でございます。

○向山（2番）

質疑討論ですから、少し意見を申しあげたいと思いますが、6月の定例会のときにも私の方で申しあげました、大変大きな格差がある。それを是正するということは、大変な作業だとは思いますが。そういう意味ではですね、31年度のエリア拡大に合わせてってということにしてもですね、合意形成がかなり難航する可能性もあるわけですね、ですから、この問題は早めにやっぱりやっていくべきであろうと思うし、できればですね合意ができたなら31年度末とかでなくて、要はですね、新たに91万円を負担しないと移住や何かの促進が図れないということなわけで、ぜひ速やかにその検討を進めていただいて審議会等に早めに諮っていただいて決定し次第、実施をしていただくということを要望しておきたいと思っております。以上です。

○議長

そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議長

これより議案第27号、平成30年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案28号、平成30年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明申しあげます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に変更なしとし、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 7,982 万 9,000 円とするものでございます。内容につきまして、4 ページをご覧ください。歳出でございます。保険給付費支出見込みにより一般被保険者療養給付費を 430 万円減額とし、減額分を退職被保険者等医療給付費へ 300 万、退職被保険者等高額療養費へ 120 万、一般被保険者高額介護合算療養費へ 10 万円を振り分けるものでございます。以上、提案理由を申しあげました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 28 号、平成 30 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。日程第 31、議案第 29 号、平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 29 号、平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)の提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 510 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8,992 万 9,000 円とするものでございます。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を 280 万円、普通徴収保険料を 230 万円、実質見込みにより増額するものでございます。7 ページをご覧ください。歳出でございます。後期高齢者医療広域連合納付金のうち後期高齢者医療徴収費の保険料納付金を実績見込みにより 510 万円増額するものでございます。以上、提案理由を申しあげました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 29 号、平成 30 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。日程第 32、議案第 30 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 30 号、平成 30 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の提案理由を申しあげます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,092 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 1,651 万円とするものでございます。内容について申しあげます。6 ページをご覧ください。最初に歳入でございますが、歳出に要する財源のうち 6 ページの国庫支出金、7 ページの支払基金交付金、8 ページの県支出金につきましては、当町の保険サービス給付や地域支援事業の実績に基づき、国、社会保険、診療報酬支払い基金、県から交付される負担金、交付金等の交付決定額と予算とを調整するものでございます。まず 6 ページの国庫支出金は、国庫負担金が 1,785 万 8,000 円の増額、国庫補助金が、1,268 万円の増額、7 ページの支払基金交付金が、985 万円の増額、8 ページの県支出金は、県負担金が 587 万円の増額、県補助金が 173 万円の減額でございます。続いて 9 ページの一般会計繰入金は、歳出に計上した各事業に要する費用の町負担分で、639 万 8,000 円の増額でございます。次に、歳出でございますが、10 ページの徴収費は、制度改正に伴うシステム改修費が、国庫補助金の対象となったための町繰入金との財源組替でございます。11 ページの保険給付費は、新しい施設の開設等によりサービス給付費が伸びたこと等に伴う 7,200 万円の増額でございます。12 ページの地域支援事業費のうち、包括的支援事業・任意事業費は、当初予算で一般管理費に計上した職員のうち、1 名分を本事業に変更するための人件費として、521 万円の増額、介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業の報酬単価の一部見直しや利用回数の減少に伴う

1,399万7,000円の不用減額でございます。13ページの諸支出金は、202万円の増額で、地域支援事業等の過年度分の精算調整により過大交付のあった国・県への返還金でございます。14ページの予備費についてですが、各事業の増額分については、国・県等からの特定財源を充てるほか、一般財源としての保険料を充てるところでございますが、年度末を迎え、保険料の増額を見込めないことから、各事業の不足分に予備費の1,430万7,000円を充てるための減額でございます。以上、提案理由を申しあげました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第33、議案第31号、平成29年度（繰越）社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第31号、平成29年度（繰越）社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約の変更について、提案理由を申しあげます。平成30年6月15日締結いたしました平成29年度（繰越）社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約に変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額6,879万6,000円を572万4,000円増額し、7,452万円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については、変更ありません。以上提案理由を申し上げました。内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げます。

○建設水道課長

この提案理由でございますが、事業の推進を図るためにですね、路床の盛土工ですとか、また杭の頭部の連結材、またガードレールの基礎工の増工によるものでございます。以上でございます。

○議長

これより質疑討論を行います。

○根橋（11番）

今回、かなりの増工になってるわけですがけれども、まあたまにあそこを見ますと、非常に難工事のように見受けられるわけなんですけど、今回その特にですね、基礎工事ですか、あの部分のね、そういったことで状況変化、当初の入札時に比べて状況変化

あったってことだと思いますけれども、その辺のちょっともう少し詳しい説明していただきたいんですが。どのような状況になってるか、工事です。

#### ○建設水道課長

はい、現場を見ていただくと分かるかと思いますが、基礎工事については、まずはH鋼を打ち込んで、そしてその横に鉄板をはめていきます。で、今回の増工についてはですね、どうしても上のほうに来ると、同じ幅でなくてですねカーブがあったりとかいろいろしますので、そのはめ込む一番H鋼の端部ていうか頭部のところですね、そこについては現場で合わせないとできないってことがございまして、当初よりまあその分が増工しているって形になってます。それと、まあ盛土工、路床ていうか道路の一番底のところ、盛土の部分しますのでどうしてもその路床をきちっとしなきゃいけないってことがございます。で、後ガードレールも今回基礎やりまして、平成30年度の工事については、先ほど繰り越しというような話があったかと思いますが、30年度引き続き繰り越し予算でやらさしていただいて、31年度には完成するというような形で今進めてございますので、まずは一本しかない生活道路でございますので、通しながらってことでやっておりますので、どうしても金額的なものがのしてしまうことはありますけれども、一応31年度には完成する予定で行っておりますので、よろしくお願い致します。

#### ○根橋（11番）

そうしますと、やっぱり当初の見積もり設計に比べて、やはりその工事の難度だとか或いは地盤ですかね、一番下の地盤だとか、そういうものがやはり見込みきれなかったというような理解をすればよろしいのでしょうか。

#### ○建設水道課長

はい、そういう意味でなくてですね、入札差金とかございますので、いただいた予算を返すってことができないもんですから、当初の町から交付申請した金額の中でですね、収めていきたい、事業を推進していきたいということで、やらさせていただきましたので、地盤が悪いとかそういうことでなくてですね、予算を有意義に使わさせていただきましたということでございますので、よろしくお願い致します。

#### ○堀内（13番）

今、説明がありましたように、この地区は小横川地区の孤立防止を含めたり、災害防止っていう形の状況で、非常にまあ進めていただいているという形の内容だと思います。

ます。今話がありましたように、29年度の繰越っていう形の状況の事業だと思いたすが、先ほど説明の中で、30年度も含めて本来ですと30年度で作業が終わるといことですが、年々こう少しずつこう後ろにいつてるってのが現状かと思いたすが、今の予測ですと、30年度を含めて予定どおりの予算を含め、日程が31年度へ延びるとい繰越になるといことですが、その内容で再度確認を願いたしたいと思いたすが、いかがですか。

○建設水道課長

はい、当初はですね、31年度までやる予定でいたんですが、29年度の繰越事業とまた30年度の当初予算の事業費で事業が完になるっていことが見込みができましたので、切れ目ないような工事をさしていただきたいってことで、県の方と調整しながら繰越事業で行っておりますので、元々31年度中には終わる予定でございましたので、よろしく願いたします。

○堀内（13番）

そうしますと、予算的には30年度の予算ですべて完了するといことでよろしいですね。

○建設水道課長

ええ、そのとおりでございます。よろしく願いたします。

○議 長

そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第31号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業町道61号線工事請負契約の変更についてを、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号、辰野町公の施設の指定管理者の変更の承認についてを、議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 32 号、辰野町公の施設の指定管理者の変更の承認につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条 2 第 6 項の規定により議会の承認を求めるものです。ふるさと農村公園グリーンビレッジ横川と、辰野町地域活性化センターの指定管理者の法人格及びに所在地が変更になったので、ご審議をお願いするものです。変更内容は、一般社団法人 TUG BOAT から株式会社 TUG BOAT に、所在地が辰野町大字辰野 1942 番地 4 に、平成 31 年 1 月 23 日に変更になりました。なお、グリーンビレッジ横川の指定管理にかかる運営体制につきましては、3 月 12 日の議会全員協議会で説明いたしますので、併せてお願い致します。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○根橋（11 番）

今回の変更に関して、審査委員会へ諮ったのかどうか、審査委員会の意見はどうなっているのかお伺いいたします。

○総務課長

新たな審査委員会を開いてございませんけれども、従前ですね、開いた審査委員会の中で、月日までは決定しておりませんでしたけれども、変更する予定であるということは、審査委員会です承していただいております。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより議案第 32 号、辰野町公の施設の指定管理者の変更の承認についてを、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。日程

第 35、議案第 33 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを、議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては、地方税法に定めるところにより、任期は3年で各市町村に3名置くことになっております。今回平成28年5月20日から同委員を務めていただいております川村和康委員の任期が、5月19日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたくご提案申し上げます。川村さんは、人格、識見共に整った方ですので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 33 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを、採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 33 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 36、議案第 34 号、辰野町農業委員会委員の任命についてを、議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは、議案第 34 号、辰野町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。現在の辰野町農業委員会委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、町長が任命する委員を、同法同条の定めるところによって議会の同意を求めるものであります。なお、任命するに当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めること、という規定がございますが、当町においてはそれが人数的に困難でございますので、農業委員会等に関する法律の施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、委員の 4 分の 1 以上を認定農業



者等とすることも併せて、ご同意をいただくものであります。委員につきましては、下の表に示すとおり、7名の方をお願いするものであります。一ノ瀬律生氏、小澤さよみ氏、福島正一郎氏、瀬戸真一氏、中村良治氏、原美子氏、新村幸子氏の7名でございます。また、略歴については、別添のとおりでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上それぞれ任命することについてご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○宇治（7番）

農業委員の任命については特段問題ないんですが、以前制度が変わったときにですね、農業委員と農業推進委員ですか、二つの団体がですね存在していると思うんですけども、地元ではですね小野の例で言うと、小野から農業委員は今回なくなるけども推進委員はいると、だから良いというそういう認識なんですが、農業委員は法律で決まって推進委員は違う何かの任命で、この席上には任命の名簿が出ないという扱いでいいのかわかりちょっとその辺がですね、地元でも農業委員なくなるけど推進委員でいいだろうという風に、同列にしかみてないもんですから、その違いをですねちょっと聞きながら、背景をお聞きしたいと思いますけど。

○産業振興課長

はい、平成28年の4月1日から新しい農業委員会法の下で、本制度が運用されておりますけれども、選出の方法につきましては、現在と同様農業委員が7名、それから農地利用最適化推進委員が7名ということで、本年4月からも変わりません。農業委員会につきましては、今町長提案しましたとおり、議会の同意を得て定めることになっておりますが、農地利用最適化推進委員につきましては、各地域ごとのですね農地の利用等の最適化を推進するために、現場活動を行うことを目的とする委員でございます。こちらのほうは、農業委員会として委嘱するという手続き上の違いがございます。したがって、議会の承認を得ずにですね、4月1日に新農業委員会の下で、委嘱される7名ということになります。以上でございます。

○宇治（7番）

できればですね、区長会等でですね、その違い、役割が違うということはもちろん私も分かるんですけど、せつかくですから、その辺をですねもう一回徹底していただ

いたほうがいいんじゃないかという気がするんですけど、いかがですか。

○産業振興課長

はい。農地利用最適化推進委員の推薦にあたりましては、区長会においてその制度の違いについてはご案内を申し上げたところでございますが、中々制度が少し難しいという部分もありますので、啓発の意味を込めてですね、また新しい区長様にもですね、地区の農地の利用最適化、つまりですね担い手への農地等の集積・集約、それから遊休農地の発生防止、それから解消、それから新規参入の推進というものが、一言で言いますと農地利用の最適化ということでございますが、その辺をご理解いただきながら、地域ぐるみで地元推薦の農地利用最適化推進委員、並びに農業委員会をですねバックアップしていただきながらですね、対応していただくということでまた新しい区長さんにもですねご案内を申し上げたいと思っております。以上でございます。

○宇治（7番）

私の方の地元でですね、推進委員の選出でだいぶ苦戦したようなんですけども、要はその推薦内容に熱意のあるものとかですね、何か言葉があるらしいんですね、で、その熱意って言葉を表に出されると、俺はそんな熱意はないということが、その何の根拠で熱意ということになってるのかね、その単なるその言葉だけなのか、本当にそういうことを期待してるっていうそれならば、かなりね人選が難しい、こういうご時世ですので、その辺がねよくちょっと文面を精査していただきたいという、こういうふうに思うんですけど、私はちょっと見たわけじゃなくて、聞いてですね、だいぶ地元で悩んでいたその理由が、熱意という言葉がどうしてもひっかかって、殆ど受け取ってもらえないというこういうことでございましたんで、ちょっと参考までに申し上げます。

○産業振興課長

区長会の折にお示ししました要件の中には、農地の利用最適化に対する熱意と識見を有する者であるということを、推薦の要件としてお示ししましたので、町議ご指摘のとおりでございます。新年度に入りまして、新しい多くの農業委員それから最適化推進委員の皆さんが入れ替えになりますので、改めてこの意義をですね、一から私ども事務局と共に、勉強さしていただきながら、地域で調整役になっていただくようにレベルアップして参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○根橋（11番）

最後の7番で一般公募で、新村さんが今回議会のほうへ推薦なってるわけですがけれども、この一般公募のやり方というか経緯、どんな形でされたのかお伺いいたします。

○産業振興課長

一般公募につきましては、本年1月4日の金曜日から2月1日までの金曜日の間、ホームページです、公募を行うと共に、区長会を通じて同様のご案内をして参りました。そのような形の公募の形式を取っております。以上でございます。

○根橋（11番）

そしてあの公募、応募された方は何人で、最終的に新村さん一人ってことになったんでしょうか。

○産業振興課長

はい、応募をされた方は新村幸子さん1名でございました。以上です。

○議長

そのほかよろしいでしょうか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結します。議案第34号、辰野町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第37、報告第1号、専決処分の報告についてを報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分をしたので報告いたします。昨年9月6日に発生した財物事故でございます。町の給水車が、一ノ瀬簡水の断水対応で出動し、本車両をUターンするため、町道前方へ進入する際に、停車中の車両フロントバンパー右側前部に接触させたものです。示談が成立し、賠償金額12万7,289円を支払ったものです。専決日は、平成31年1月18日です。補償につきましては、全国町村会総合賠償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第 38、請願・陳情についてを、議題といたします。請願・陳情につきましては、予め、その写し及び文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、陳情 4 件については、総務産業常任委員会への審査を付託とすることにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

#### 1 1. 散会の時期

3月4日 午後 0時 02分 散会